

地域未来交付金制度要綱

令和 8 年 2 月 4 日
府 地 創 第 3 0 号
府 地 事 第 5 4 号
7 農 振 第 2 4 4 6 号
20260127 財 経 第 2 号
国 総 政 第 5 4 号
環 政 総 発 第 2602032 号

第 1 通則

地域未来交付金に関しては、地域再生法(平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。)第 5 条第 4 項第 1 号及び第 13 条、地域再生法施行令(平成 17 年政令第 151 号。以下「令」という。)、地域再生法施行規則(平成 17 年内閣府令第 53 号)及び法第 4 条第 1 項の地域再生基本方針並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)その他の法令に定めるもののほか、この要綱により基本的な枠組みを定める。

なお、本要綱は、第 7 を踏まえ、内閣府が、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共に定める。

第 2 目的

地方創生の実現には、目指すべき地域社会に向けて、地域の現在と将来を担う、地域の多様な主体が、互いに、その情熱、知恵や知見、情報を共有し、提案を出し、アイデアを生み、行動するなど積極的に参画し、得意分野を生かした役割を果たし、一丸となって地域の可能性を引き出し、持続可能で魅力的な地域を創生するための取組を共に推進していくことが必要不可欠である。

また、こうした従来の地方創生に資する取組のみならず、地方公共団体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が真に地域の活力を最大化することにつながるような取組を推進することで、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築することを、地域未来交付金の目的とする。

第 3 定義

1 地域未来交付金

地域未来交付金(以下「本交付金」という。)は、第 2 に規定する目的を達成するために国が交付する交付金であって、次に掲げる交付金の総称をいう。

1) 地域未来推進型

地域の多様な主体が積極的に参画し、地域全体で、持続可能で魅力的な地域の共創に向けて行われる、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた地方創生に資する地域の独自の事業に取り組むため、法第 5 条第 4 項第 1 号に基づき、まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)

第9条第1項の規定に基づき策定した都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は第10条第1項の規定に基づき策定した市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業を記載した地域再生計画及び地域未来推進型実施計画の実施に必要な事業に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

2) デジタル実装型

デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む、地方公共団体が作成したデジタル実装型実施計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

3) 地域防災緊急整備型

避難生活環境の抜本的な改善を始め、災害にも対応できる魅力的な地域づくりに取り組む、地方公共団体が作成した地域防災緊急整備型実施計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

4) 地域産業構造転換インフラ整備推進型

地域における産業構造の転換の加速化や雇用機会の創出に資する半導体等の大規模な産業拠点整備等に関連するインフラ整備に取り組む、地方公共団体が作成した地域産業構造転換インフラ整備推進型実施計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

2 交付対象者

地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第1項の規定による港務局を含む。以下同じ。）とする。

第4 地域未来推進型に係る地域再生計画

1 地域再生計画の認定の申請

1) 本交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、法第5条第4項第1号イに掲げる事業を踏まえ本交付金を充てて行う事業に関する事項を記載した同条第1項の地域再生計画（以下「地域再生計画」という。）を作成（当該事項の追加に伴う変更を含む。）し、内閣府が定める時期に、内閣総理大臣に、その認定のため申請するものとする。

2) 1) の申請は、本交付金の交付を受けようとする全ての地方公共団体が単独又は共同で行うこととする。

3) 地域再生計画に記載する事項に関する留意事項

地方公共団体は、地域再生計画を作成するに当たり、地方公共団体が自主的な取組として、計画期間終了後の事後評価が可能な目標を設定するとともに、地域再生計画の目標の達成見込み等の中間評価が可能な中間目標を設定するように努めるものとする。

また、真に必要なかつ有効な事業を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努めるものとする。

2 認定基準

内閣総理大臣は、1 1) の申請があった地域再生計画のうち法第5条第4項第1号イに掲げる事業に関する事項の部分について、同条第15項各号に掲げる基準の適用に当たっては、次の判断基準によることとする。

1) 法第5条第15項第1号の「地域再生基本方針に適合するものであること」に係る具体的な判断基準

- ・法第5条第4項第1号イに掲げる事業を踏まえ本交付金を充てて行う事業に関する事項とは、地域再生計画に記載する取組の性質を踏まえつつ、具体的には以下のような要素を有する取組であることに留意する。

①自立性

取組を進めていく中で、推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、取組を継続していくことが可能となること。

②地域の多様な主体の参画

地域の現在と将来を担う、地域の多様な主体が互いに、その情熱、知恵や知見、情報を共有し、提案を出し、アイデアを生み、行動するなど積極的に参画し得意分野を生かした役割を果たし、一丸となって地域の可能性を引き出し、持続可能で魅力的な地域を創生するための取組を共に推進していくものであること。

2) 法第5条第15項第2号の「当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること」に係る具体的な判断基準

- ・地方公共団体が自ら評価を行うことが可能な数値等により、具体的目標を定めることに努めるなど、本交付金を充てて行う事業に関する事項について、地方創生及び地域再生の実現に寄与することを明らかにしていること。

3) 法第5条第15項第3号の「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」に係る具体的な判断基準

- ・関係機関との調整を行っている、地域住民の合意を得ているなど、本交付金を充てて行う事業の実施が円滑かつ確実であると見込まれること。

第5 実施計画の作成及び提出等

1 実施計画の作成及び提出

本交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、別に定めるところにより、地域未来推進型実施計画、デジタル実装型実施計画、地域防災緊急整備型実施計画又は地域産業構造転換インフラ整備推進型実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

2 実施計画の変更

本交付金を受けようとする地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に提出又は報告するものとする。

第6 交付対象事業等

1 地域未来推進型

地域の多様な主体が積極的に参画し、地域全体で、持続可能で魅力的な地域の共創に向けて行われる、法第5条第4項第1号イに掲げる事業を踏まえた事業であって、次の、1)の事業、2)の事業又は1)、2)、3)の複数の事業を組み合わせた事業とする。

1) ソフト事業

以下の①から⑤までの事業（２）又は３）に該当する事業を除く。）。

- ①結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- ②移住及び定住の促進に資する事業
- ③地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- ④観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- ⑤①から④までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

2) 拠点整備事業

１）に掲げる事業を実施するに当たって必要となる施設の整備を行う事業（３）に該当する事業を除く。）。

3) インフラ整備事業

１）及び２）に掲げる事業と組み合わせて実施される地方創生の推進に資するインフラを整備する事業のうち、公共事業関係費のうち以下の事項に該当する国庫補助事業。

- ・ 治山治水対策（治水、治山、海岸）
- ・ 道路整備
- ・ 港湾空港鉄道等整備（港湾整備、空港整備、都市・幹線鉄道整備）
- ・ 住宅都市環境整備（住宅対策、都市環境整備）
- ・ 公園水道廃棄物処理等（下水道、水道施設整備、廃棄物処理施設整備、工業用水道、国営公園等、自然公園等）
- ・ 農林水産基盤整備（農業農村整備、森林整備、水産基盤整備、農山漁村地域整備）
- ・ 社会資本総合整備
- ・ 推進費等（社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助）

2 デジタル実装型

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の実装の取組を行う事業とする。

- ①優良モデル・デジタルサービスを活用する取組であって、実装されるデジタルサービスを利用する地域住民等がその効果を楽しむことができる取組
- ②複数の地方公共団体において共同で実施する取組であって、新たな技術等を活用して社会課題の解決を積極的に推進する取組
- ③「デジタル行財政改革の基本的な考え方」に合致し、国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組

3 地域防災緊急整備型

避難生活環境の抜本的な改善を始め、災害にも対応できる魅力的な地域づくりに向け、平時の住民への普及啓発、地域活性化の取組と連動し、発災時に温かい食事、快適なトイレ環境、プライバシーの確保、入浴等の提供を可能とするための事前の資機材の整備を行う事業とする。

4 地域産業構造転換インフラ整備推進型

地域における産業構造の転換の加速化や雇用機会の創出に資する半導体等の大規模な産業拠点整備等のうち、真に国策的見地から支援すべきプロジェクトであって、かつ、当該産業拠点整備等の

関連インフラを整備する高度の必要性・緊急性等があると認められるものとして選定されたプロジェクトにおける以下の事業。

- ①工業用水道整備事業
- ②下水道整備事業
- ③道路整備事業

第7 配分計画の作成

1 地域未来推進型実施計画の事業に関する配分計画（インフラ整備事業に限る。）

内閣総理大臣は、毎年度、地域未来推進型実施計画（インフラ整備事業に限る。）に基づき本交付金を充てて行う第6 1の3）に規定する事業に充当する経費について関係行政機関へ予算の移替えを行うため、あらかじめ、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、第6 1の3）に規定する事業に関し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる本交付金の総額を明らかにして配分計画を作成する。

上記の本交付金の総額は、第6 1の3）に規定する事業に関し、関係法令等に従い、地域未来推進型実施計画に記載された事業に要する費用に交付限度額の算出に用いる割合を乗じて算出された額及び本交付金の交付の対象となる事業の進捗を勘案し、地方公共団体が行う予算要望を踏まえるものとする。

2 地域産業構造転換インフラ整備推進型の事業に関する配分計画

内閣総理大臣は、毎年度、地域産業構造転換インフラ整備推進型実施計画に基づき本交付金を充てて行う第6 4の事業に要する経費について関係行政機関へ予算の移替えを行うため、あらかじめ、経済産業大臣及び国土交通大臣と協議し、第6 4①から③までに規定する事業ごとに、各大臣が交付の事務を行うこととなる本交付金の総額を明らかにして配分計画を作成する。

上記の本交付金の総額は、第6 4①から③までに規定する事業の区分に応じ、関係法令等に従い、地域産業構造転換インフラ整備推進型実施計画に記載された事業に要する費用に交付限度額の算出に用いる割合を乗じて算出された額及び本交付金の交付の対象となる事業の進捗を勘案し、地方公共団体が行う予算要望を踏まえるものとする。

第8 本交付金予算額の移替え

1 地域未来推進型（インフラ整備事業）に関する移替え

内閣総理大臣は、第7 1により作成した配分計画について、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、地域未来推進型（インフラ整備事業に限る。）に充てる本交付金の予算を交付担当大臣が所管する関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

2 地域産業構造転換インフラ整備推進型の事業に関する移替え

内閣総理大臣は、第7 2により作成した配分計画について、経済産業大臣及び国土交通大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、当事業に充てる本交付金の予算を関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第9 本交付金の交付及び執行

1 本交付金の交付に関する事務の簡素化

第6 1の3)の事業に関する交付担当大臣並びに第6 4の事業に関する経済産業大臣及び国土交通大臣は、地方公共団体に対する統一的な窓口を設けるほか、交付申請に係る様式の統一化など地方公共団体の事務手続に係る負担の軽減を図りつつ、第8により移し替えられた事業に充てる交付金の交付を行うものとする。

2 本交付金の交付事務

1) 地域未来推進型の交付事務

地域未来推進型の交付事務は、内閣総理大臣又は交付担当大臣がその定めるところにより行う。

2) デジタル実装型

デジタル実装型の交付事務は、内閣総理大臣がその定めるところにより行う。

3) 地域防災緊急整備型

地域防災緊急整備型の交付事務は、内閣総理大臣がその定めるところにより行う。

4) 地域産業構造転換インフラ整備推進型の交付事務

地域産業構造転換インフラ整備推進型の交付事務は、経済産業大臣又は国土交通大臣がその定めるところにより行う。

第10 本交付金の交付期間

1 地域未来推進型

地域未来推進型に係る交付金を交付する期間は、地域未来推進型実施計画に基づく事業に対して本交付金の交付が開始される年度からおおむね5か年度以内とする。

2 デジタル実装型

デジタル実装型に係る交付金を交付する期間は、デジタル実装型実施計画に基づく事業に対して本交付金の交付が開始される年度限りとする。

3 地域防災緊急整備型

地域防災緊急整備型に係る交付金を交付する期間は、地域防災緊急整備型実施計画に基づく事業に対して本交付金の交付が開始される年度限りとする。

4 地域産業構造転換インフラ整備推進型

地域産業構造転換インフラ整備推進型に係る交付金を交付する期間は、地域産業構造転換インフラ整備推進型実施計画に基づく事業に対して本交付金の交付が開始される年度からおおむね5か年度以内とする。

第11 効果の検証（地域産業構造転換インフラ整備推進型を除く。）

本交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、事業の実施状況に関する客観的な指標（以下「重要業績評価指標」という。）を設定の上、その達成状況について、毎年度検証するものとする。

第 12 地域産業構造転換インフラ整備推進型実施計画の中間評価及び事後評価に関する留意事項

- 1 本交付金を充てて行う事業を実施した地方公共団体は、当該事業に関する毎年度の達成状況等の検証のほか、地域産業構造転換インフラ整備推進型実施計画の目標の達成状況について計画期間終了後に速やかに事後評価を行うとともに、計画期間内において中間評価を行うものとする。
- 2 中間評価の実施時期は、原則、計画期間の中間年度の終了後とする。
- 3 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - ・本交付金を充てた事業の進捗状況
 - ・中間評価にあつては地域産業構造転換インフラ整備推進型実施計画の目標に掲げる中間目標値等の実現状況、事後評価にあつては地域産業構造転換インフラ整備推進型実施計画の目標値等の実現状況
 - ・今後の方針等
- 4 地方公共団体は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用するなどにより、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するように努めるとともに、必要に応じ地域産業構造転換インフラ整備推進型実施計画の見直しを行うものとする。
- 5 地方公共団体は、地域産業構造転換インフラ整備推進型実施計画の評価結果について、内閣総理大臣に報告するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言を行うことができる。

第 13 重要業績評価指標の検証状況（地域産業構造転換インフラ整備推進型を除く。）及び地域産業構造転換インフラ整備推進型実施計画の目標に関する達成状況の把握

内閣総理大臣は、第 11 による検証の結果及び第 12 による当該計画の評価に係る達成状況について、地方公共団体に対し、報告を求めることができるものとする。

第 14 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地域再生計画又は実施計画の適正な実施のため、本交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第 15 本交付金に係る制度の見直しの検討

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、本交付金を充てて行う事業について、地方公共団体が行う評価及び各省が行う政策評価の結果を踏まえ、必要と認める場合には、本交付金に係る制度の見直しを検討するものとする。

第 16 その他

この要綱に定めるもののほか、本交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則（令和 8 年 2 月 4 日付け府地創第 30 号及び府地事第 54 号内閣府事務次官通知、7 農振第 2446 号農林水産事務次官通知、20260127 財経第 2 号経済産業事務次官通知、国総政第 54 号国土交通事務次官通知並びに環政総発第 2602032 号環境事務次官通知）

- 1 この要綱は、令和 8 年 2 月 4 日から施行する。
- 2 新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和 7 年 1 月 31 日付け府地創第 22 号及び府地事第 41 号内閣府事務次官通知、6 農振第 2322 号農林水産事務次官通知、20250121 財経第 1 号経済産業事務次官通知、国総政第 45 号国土交通事務次官通知並びに環政総発第 2501303 号環境事務次官通知。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき行われている継続事業で、令和 7 年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 4 令和 6 年度末までに法第 5 条第 15 項の認定を新たに受けた地域再生計画に記載されている第 5 条第 4 項第 1 号ロに規定する事業の実施については、当該地域再生計画の計画期間が終了するまでの間、なお従前の例による。